

公示第 79 号

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告の一部改正について

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を下記のとおり改正したので公告する。

平成30年3月23日

名古屋税関長 廣瀬 行成

記

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を次のように改正する。

別表第2 関税法関係の表中

۷

」を

1

27	削除								
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、

۱

30	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第138条第1項本文〕	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------	--	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

一

1

	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第146条第1項〕	○			○	○		○
30-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第146条第3項〕	○			○	○		○

」に

改める。

別表第2 関税暫定措置法関係の表中

「

7	領置、差押物件の還付 〔法第19条〕	○			○	○		○	
---	-----------------------	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

7	削除								
---	----	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、

「

10	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第19条〕	○			○	○		○	
----	--------------------------------------	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

10	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第19条〕	○			○	○		○	
10-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第19条〕	○			○	○		○	

」に

改める。

別表第2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係の表中

「

2	領置、差押物件の還付 〔法第11条第3項〕	○			○	○		○	
---	--------------------------	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

2	削除								
---	----	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、

「

5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第11条第3項〕	○			○	○		○	
---	---	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第11条第3項〕	○			○	○		○	
5-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第11条第3項〕	○			○	○		○	

」に

改める。

別表第2日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律関係の表中

「

2	領置、差押物件の還付 〔法第4条〕	○			○	○		○	
---	----------------------	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

2	削除								
---	----	--	--	--	--	--	--	--	--

」に、

「

5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第4条〕	○			○	○		○	
---	-------------------------------------	---	--	--	---	---	--	---	--

」を

「

5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第4条〕	○			○	○		○	
5-2	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第4条〕	○			○	○		○	

」に

改める。

附 則

- 1 この公告は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告において、関税法（昭和29年法律第61号）第十一章第二節に基づく規定は、この公告の適用の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告
(平成22年公示第131号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案								現 行							
関税暫定措置法関係															
番号	関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署						
		諫訪	稻永部 南部	中部外郵	浜松	沼津、 焼津	尾鷲、 蒲郡	興津、 港津	御静 子前岡浦、 の崎空浦	衣 空港津	下田				
1~6	(省略)														
7	<u>削除</u>														
8~9	(省略)														
10	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第19条〕	○			○	○		○							
<u>10-2</u> <u>正</u> 〔法第19条〕	<u>通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正</u> 〔法第19条〕	○			○	○		○							
11~13	(省略)														
備考 (省略)								備考 (同左)							
関税暫定措置法関係															
番号	関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所				監視署						
		諫訪	稻永部 南部	中部外郵	浜松	沼津、 焼津	尾鷲、 蒲郡	興津、 港津	御静 子前岡浦、 の崎空浦	衣 空港津	下田				
1~6	(同左)														
7	<u>領置、差押物件の還付</u> 〔法第19条〕	○			○	○		○			○				
8~9	(同左)														
10	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第19条〕	○			○	○		○			○				
	(新規)														
11~13	(同左)														

備考 (省略)

備考 (同左)

改 正 案								現 行									
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係								日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係									
番号	関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所			監視署	税関出張所			税関支署出張所			監視署		
		諫訪	稻永部、南部	中部外郵	浜松	沼津、焼津	尾鷲、蒲郡		興津、	御静衣子前岡浦、の崎空浦	御静衣子前岡浦、の崎空浦	港津	下田	港津			
1	(省略)																
2	<u>削除</u>																
3~4	(省略)																
5	通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。） 〔法第11条第3項〕	○			○	○		○									
5-2	<u>通告処分（罰金相当額が即時納付される場合に限る。）に係る更正 〔法第11条第3項〕</u>	○			○	○		○									
6~8	(省略)																
備考 (省略)								備考 (同左)									

